

預金者確定法理と信託法理の 錯綜問題に関する考察

専用口座預金における預金者の認定と
当該債権の責任財産帰属の可否

中 将 志

(法学専攻 ビジネス・ロー・コース)

はじめに

問題の所在

- (1) 預金者確定法理の変遷
- (2) 客観説の根拠
- (3) 客観説再論

専用預金口座と預金者の確定

- (1) 専用預金口座に関する判例の紹介
- (2) 両判決の検討
- (3) 小 括
- (4) 預金者確定法理の限界 信託への接続

専用預金口座と信託成立の可否

- (1) 公共工事前払金と信託の成立 最判平成14年1月17日
- (2) 信託成立要件についての若干の考察
- (3) 預金者確定法理との関係

結びにかえて

はじめに

受任者が、委任者の所持する金銭を原資として、銀行に受任者名義で預金口座を開設した場合、委任者または受任者のいずれが銀行に対し預金の払渡を請求することができるのであろうか。たとえば、Xが出捐した金銭をAがA名義でY銀行に預金していた場合に、Y銀行に対する預金債権が

XまたはAのいずれに帰属するか問題となる。

XがAを介して法律行為を為す制度としては、民法上、代理制度があり、もしXのためにAがXの代理人という表示をしてYとの間で契約を締結すれば、その行為の効果はXに帰属するため(民法99条1項)、X Y間で金銭消費寄託契約(民法666条1項)が成立することになる。これに対して、AがXの名で、又は、Aそのままの名で、Yと契約を締結した場合はどうなるのであろうか。銀行取引上、これらの事態は頻繁に生じ得るにもかかわらず、民法はこれらに関する統一的な条文を用意していないため、いかに取り扱うべきか問題となる。

従来、金債債権の帰属問題については、主として記名式又は無記名式の定期預金債権の帰属をめくり争われてきており、この種の問題についてはいわゆる客観説をベースに判例法理が確立してきた。一方、普通預金債権の帰属問題については、これまで最高裁として判断を示したものはなく、学説、下級審裁判例において普通預金債権の預金者確定法理のあり方が議論されてきた。

そのような中で、平成15年2月21日、最高裁判所は、損害保険代理店が契約者から收受した損害保険料を管理するために開設した専用口座預金債権の帰属について、損害保険代理店をもって預金者と認定する判決を下した(民集57巻2号95頁)。本判決は、普通預金債権の帰属をめぐる争いについて最上級審としてはじめて判断を示したものであり、普通預金債権に関する預金者確定についての最高裁の立場を示すものとして重要な意義を有している。また、本判決は、普通預金口座の中でも損害保険代理店が收受した保険料保管口座の預金者認定について判示したものであることから、およそ一般に他人のために所持する金銭を原資として開設された専用口座預金の預金者確定に関する最高裁の立場を窺い知ることのできるものとしてもその重要性は極めて高いものである。よって、本判決が従来定期預金債権の預金者確定に関する客観説を踏襲したものであるか否かについて、従来の判例法理の射程をどのように捉えるべきかに関連して問題とな

るものと思われる。

他方、本判決は、専ら専用預金口座債権の帰属について判断したに止まり、預金債権の帰属問題から波及する諸問題について言及したものではない。従来問題となった定期預金債権の預金者については、預金原資の出捐者をもって預金者とする客観説が判例法理として確立しており、これにより預金者を確定することは、すなわち、責任財産の範囲の確定をも意味したため、それ以上に問題が波及することは想定されてこなかった。しかしながら、専用預金口座債権にあっては、口座預金の使途が厳格に限定されており、かつ、受任者の固有財産から分離独立している特性を有していることから、預金者の預金債権は、常に預金者とされた者の責任財産を構成するとは当然に言い切れない一面を有する。この問題について最高裁は本判決においてなんら判断を示していないが、専用預金口座債権の責任財産への帰属問題については、定期預金債権とは異なり、慎重に取り扱う必要がある。

ところで、専用預金口座の預金債権が預金者と認定された者の責任財産に帰属するかとの観点から本判決をみたとき、受任者の固有財産から分別管理された専用預金口座の預金債権の帰属という視点において、公共工事請負代金前払金払込口座に関する最判平成14年1月17日（民集56巻1号20頁）や弁護士預り金保管口座に関する最判平成15年6月12日（民集57巻6号563頁）との比較を試みるのが有用である。本判決の事案とこれらの二つの判例の事案は、他人のために所持する金銭を原資として金融機関に預金口座が開設されていることに加え、受託者の固有財産と分別管理するために専用の預金口座が設けられていること、資金の用途が厳格に定められていること、預金口座に対する委任者の監督が及んでいること等、共通の利益状態が存するからである。なにより、後者の二つの判例にあっては、専用預金口座債権に対する信託の成立に言及した論理構成が採用されており（最判平成15年6月12日では補足意見）、最判平成15年2月21日における預金債権の責任財産への帰属問題処理についての示唆に富むものである。

本稿では、まず、従来問題とされてきた記名式・無記名式の定期預金債権についての判例の預金者確定法理を確認する。記名式と無記名式定期預金の預金者確定については、いわゆる客観説が判例法理として確立されているが、その理由付けは、無記名式定期預金にあっては判例学説上一致をみているところ、記名式の定期預金については、学説上若干の違いがある。そこで、まず、記名式定期預金において客観説が採用されている理由を分析し、客観説による預金者の確定法理を民法478条の適用法理の拡大傾向とパラレルに捉える必要性を指摘したい。加えて、今日まで十分に議論されてきたとはいえない、客観説と「預金債権の帰属主体と預金契約上の地位分属」及び「金銭所有権との関係」についての検討を通じて、判例にいう「客観説」について再構成を試みる。次に、最高裁としてはじめて普通預金債権の預金者確定が問題となった最判平成15年2月21日の事案及び判旨を確認したうえで、普通預金口座中でも特に専用口座預金の預金者確定についての判例の立場を明らかにするとともに、専用口座預金にあっては、客観説と民法478条類推適用による利益調整枠組みが機能不全にならざるを得ないことを指摘する。そして、最後に、本判決と類似の事案である最判平成14年1月17日及び最判平成15年6月12日判例の枠組みの検討を通じて、ある預金契約が「信託」と性質決定されるための判例の準則について論じていくこととしたい。

問題の所在

(1) 預金者確定法理の変遷

金融機関に対する預金債権の帰属が問題となる事件は、大きく二つに分けることができる。一つは、従来から問題となってきた定期預金債権についてであり、もう一つは、近年問題化した普通預金債権をめぐる争いである。さらに、定期預金については、無記名式定期預金と記名式定期預金に、普通預金については、その性質上、専用口座預金と決済性預金に細分化す

ることが可能である¹⁾。

以下では、まず、定期預金債権の預金者確定に関する判例法理を確認していくこととする。

a．無記名定期預金債権における権利帰属主体

判例上、預金債権の帰属主体に関し初めて問題となったのは、定期預金の中でも無記名定期預金についてである。一般に無記名式定期預金とよばれるものは、預金者が金融機関と定期預金契約を締結するに際して、金融機関側にその氏名・住所を届けることなく、無記名定期預金証書に対応する印鑑のみを届け出のみで預金契約が成立する定期預金のことをいう。金融機関が無記名式定期預金の満期日以降、預金者からの払戻を請求された場合には、金融機関は、無記名定期預金証書と払戻請求書に押印された印鑑と届出印との一致を確認し、払戻しを実行することとなる。このように、無記名式の定期預金にあっては、金融機関は、氏名や住所により、預金者個人を特定することはできないことから、金融機関が預金者を一切把握していないところにその特殊性がある²⁾。

このような無記名式定期預金の預金者確定が争われた事例³⁾について、初めて最高裁としての判断が示されたのが、最判昭和32年12月19日（民集11巻13号2278頁）である。最判昭和32年12月32日は、銀行が、取引関係にある預入行為者から無記名定期預金を受入れた後、預入行為者に対して取得した債権と当該定期預金を相殺したところ、出捐者が預金証書を提示して支払いを求めた事案について、「無記名定期預金契約において、当該預金の出捐者がみずから預け入れ行為をした場合はもとより、他の者に金銭を交付し無記名定期預金をすることを依頼しこの者が預入行為をした場合であっても、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をなしたなどの特段の事情が認められないかぎり、出捐者をもって無記名定期預金の預金者と解すべきである」とし、預金原資の出捐者をもって預金者とする、いわゆる客観説の立場に立つことを明確にした。その後、最高裁は、客観説に依拠する理由として、最判昭和47年3月27日

(金商360号2頁)において、最判昭和32年判決及び最判35年3月8日(金法224号4頁)を引用しつつ、「無記名定期預金契約が締結された段階においては、銀行は預入行為者が何人であるかにつき格別の利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情がないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当」であるとし、無記名定期預金契約の特殊性を挙げたうえで、「銀行が、無記名定期預金債権に担保の設定を受け、または、右債権を受働債権として相殺する予定のもとに、新たな貸付をする場合においては、預金者を定め、その者に貸付をし、これによって生じた貸金債権を自働債権として定期預金債務と相殺されるにいたったとき等は、実質的には、無記名定期預金の期限前払戻しと同視することができるから、銀行は、銀行が預金者と定めた者が真実の預金者と異なるとしても、銀行として尽くすべき相当の注意を用いた以上、民法478条の類推適用、あるいは、無記名定期預金契約上存する免責規定によって、表見預金者に対する貸付債権と無記名定期預金債務との相殺等をもって真実の預金者に対抗しうると解するのが相当である」と判示し、これにより、真実の預金者と銀行との利害の調節が図られるべきとしている。

このように無記名定期預金について判例は、預金原資の出捐者をもって預金者と認定する客観説に依拠して預金者の判断をおこなっているものといえる。一方、その理由付けは、客観説により預金者を確定した後に民法478条の類推適用による実質的利益衡量論のみを示しているにとどまり、必ずしも明快なものではなかった。ただし、無記名定期預金は、最判昭和32年12月19日の原審(東京高判昭和29年5月1日)が指摘するように、「単に証書上に債権者の氏名を表示しないというに止まるものではなく、預入にあたっては何人が預金者であるか、その氏名住所は銀行に於いてこれを問わず、ただ印鑑だけを届け出るものであり、現実に金員を持参して預け入れに来たものは、一体だれなのか」「一切銀行は聞かず、銀行はそれについて関わり知らぬとする建前」であるから、仮に銀行が、預入行為者と面識があったとしても、「この者は本人として預け入れるのか、使者

代理人若しくは機関としてするのか明らかではないから、この預金をもって、直ちに右の者の預金とすることはできない」という事情があった。このような無記名定期預金の特殊な事情を考慮すると、無記名定期預金の預金者を確定するにあたっては、契約の一般法理を適用する前提に欠けると考えることもでき⁴⁾、最高裁も、このような特殊性に着目した判断を行ったものといえることができる。

b. 記名式定期預金債権における権利帰属主体

次に問題となるのが記名式の定期預金⁵⁾ についてである。

記名式の定期預金について最初に示された最高裁の判断⁶⁾ は、最判昭和52年8月9日（金法836号29頁）である。最判昭和52年8月9日の事案は、出捐者が割増利息を目当てに、信用組合職員の勤めに応じて、職員名義で定期預金をしたというものであり、預金担保貸付の事案ではなかったが、判決では、「右事実関係のもとにおいては、本件記名式定期預金は、預入行為者である信用組合職員の名義のものであっても、出捐者」「をその預金者と認めるのが相当である」とした。本判決は、記名式定期預金債権についても無記名定期預金同様に預金者確定につき客観説に立ったものとみることができたが、判決に理由が付されておらず、信用組合職員が関わっていたという事案の特殊性もあることから、出捐者の利益と信用組合の悪意を総合的に判断して預金者を確定したものと考えることもできる事案⁷⁾ でもあった。

次いで、最判昭和53年2月28日（金法855号27頁）は、預入行為者が出捐者に裏利息を支払って預かった資金を銀行に架空人名義（一部出捐者名義と一致）で預金をしたという事案である。最高裁は、原審が認定した事実関係の下においては、出捐者を預金者と確定した原審判断は是認できるとしたが、その理由付けはなされていない。また、最判昭和53年5月1日（金法861号33頁）は、「甲が乙の依頼に応じて自己の預金とするために金員を出捐し、乙の氏を刻した印象を届出印として、乙と姓を同じくする架空人名義による定期預金契約を締結したが、右預金の預入手続きは乙がそ

の友人とともに甲のために行い、その後預入証書は甲が、届出印は乙がそれぞれ所持している場合においては、右預金の預金者はその出捐者である甲と認めるのが相当である」とした。この判決も出捐者をもって預金者と認定したことについて理由を示すことはなかったが、本件預金を担保として銀行の乙に対する貸金債権との相殺の主張については、最判昭和48年3月27日を引用し、民法478条類推適用を根拠に請求を認容したことから、無記名定期預金に関する判例法理との接近がみられた。

このような中、最判昭和57年3月30日同日付けの二つの判決(金法922号38頁)は、架空人名義定期預金に関する事案(預入行為者が裏利息を支払い出捐者から交付を受けた金銭をもって架空人名義の定期預金をなし、それを担保に銀行から貸付を受けた事案)について、無記名定期預金に関する最判昭和32年12月19日、最判昭和35年3月8日及び最判昭和48年3月27日を引用したうえで、「この理は記名式定期預金でも異なることはない」「から、預入行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で記名式定期預金したなどの特段の事情が認められない限り、出捐者をもって記名式定期預金の預金者と解するのが相当」と判示し、記名式定期預金一般について客観説に依拠することを明らかにした。その後、最判昭和57年4月2日(金法995号67頁)においては、客観説をもって預金者と認定した原審の論旨をそのまま採用し、出捐者をもって預金者とする判断を示している⁸⁾。

以上の記名式定期預金をめぐる判例法理は以下のように理解することができる。判例は、記名式預金においても(架空名義人のみではなく実在人名義でも)、無記名定期預金におけると同様、預金者確定の基準については客観説を採用し、預金担保貸付・相殺をなしたなどの銀行の保護は民法478条の類推適用などにより処理する態度である。「名義が」出捐者のものはもちろん、架空名義人を含め第三者のものであれ、たとえ預入行為者のものであっても、一切関係なく、また、「預入行為」が出捐者によってなされた場合はもちろん、他の者が預入行為をしたとしても、また、その際

出捐者が指示されなくとも、さらには預金者として出捐者以外の人物が明示されても、出捐者を預金者とするのである⁹⁾。

(2) 客観説の根拠

以上のように、判例は、記名式定期預金においても、無記名定期預金におけるのと同様、預金者確定の基準については、客観説を採用しており、預入行為が出捐者によりなされた場合はもちろん、他の者が出捐者と異なる者を預金者として預入行為をしたとしても、出捐者をもって預金者と認定する基準を採用しているものと評価することができる。

このような預金者の認定に関する問題について、判例は、昭和48年判決以降、客観説に依拠する明確な理由を述べたものは見当たらない¹⁰⁾が、学説上では、預金契約の特殊性に着目したかたちで様々な理由付けがなされている。すなわち、預金取引のように不特定多数の者を対象として、日夜大量かつ没个性的に行われる取引類型においては、金融機関は、預入行為者が本人であるか代理人であるか、又は、預金名義人が架空の人物であるか確認することなく、預入行為者が申し出た名義及び届出印をもって預金者を把握していること、払戻しに際しても通帳と届出印を押印した払渡し請求書の二つを提示することによって、他の本人確認証明を必要とせず払戻しを実行する預金取引実務が存在していたことから、通常の取引とは異なり、個性に着目した契約関係がない¹¹⁾という。ゆえに、預金者確定の問題にあっては、契約に関する一般法理は、その適用の範囲が限定されざるを得ず、契約解釈の問題として、預金契約における当事者の意思表示理論から預金者を導くことは事実上できないとする¹²⁾。

もう一つは、判例の指摘と同様、民法478条の適用、又は、類推適用により、真実の預金者と金融機関との実質的な利益調整が可能であったことが挙げられる¹³⁾。従来預金債権の帰属主体を決することは、すなわち、預金の引き出しに対する出捐者の期待と金融機関側の預け入れ行為者に対する貸付債権と預金債権との相殺による債権回収への期待を実質的に調整す

るところにあり、そのような利益調整場面に対し、判例は、預金原資の出捐者をもって預金債権の帰属者とすることで、出捐者の一定の保護を図りつつも、金融機関側の相殺の担保的機能に対する期待については、民法478条の類推適用というセーフティネットを用意することで、預金担保貸付時に預入行為者を預金者と誤信した善意かつ無過失の金融機関を保護し、両者の利益調整を図ってきたのである。記名式の定期預金債権について、判例が無記名定期預金同様の客観説を採用できた背景には、定期預金の期限前払戻しに関し民法478条の類推適用が認められた最判昭和41年10月4日の理論が、その後の同条の類推適用範囲の拡大に伴い¹⁴⁾、無記名定期預金を担保とした貸付の事例(最判48年3月27日民集27巻2巻376頁)及び記名式債権を担保とした貸付の事例(最判昭和57年3月30日)に対しても、類推適用が認められるに至り、また、金融機関側の主観的要件である「善意・無過失」を判断する基準時を、金融機関側に有利な貸付時とする判断(最判昭和59年2月23日民集38巻38号448頁)が判例上確立したという事情がある。判例による民法478条類推適用法理との対比から客観説を考察すると、出捐者に預金債権の権利行使者として救済を認める客観説と民法478条の類推適用(金融機関保護理論)が機能し合うことで、両者の利益の調和が実質的に保たれたことが、一般的な契約法理からかけ離れた客観説が、今日まで支持されてきた大きな理由の一つであるといえる。このような無記名及び記名式の定期預金についての客観説を中心とする判例の枠組みは、預金の払戻しに関する問題について、全てを託された民法478条に関する判例法理の展開との対比において極めて整合性の高いものと評価することが可能であろう。

(3) 客観説再論

a. 契約上の地位と預金債権の分属

定期預金債権の預金者の確定をめぐる判例の立場は、無記名定期預金についての最判昭和48年3月27日が出されて以後、当該判決を引用するかた

ちで、出捐者をもって預金者と認定する客観説として形成されてきた。そして、判例のいう客観説は、預金契約を締結するに際して銀行に対してなんら表示されず、銀行のあずかり知らない者に預金者たる地位を認めることとなるため、民法一般の契約法理から大きく乖離しており、今日まで学説の批判にさらされてきたのは周知の通りである。契約当事者ではない者に預金者としての地位を認める客観説は、その法的根拠の不明確さとともに、利益考慮的価値判断が批判の標的になったのである。

しかし、客観説のいう預金者とは必ずしも預金契約の当事者一般を指すものと限られないことが近時、明確に意識されてきている¹⁵⁾。このような問題意識のもと「預金者の認定」を「預金当事者の認定の問題」ではなく、「預金債権の帰属主体の問題」に純化して捉える見解¹⁶⁾が唱えられていることが注目される。すなわち、通常、預金の管理・解約等事務処理を担う当事者としての「契約上の地位」と、銀行に対して払戻しを請求し得る「預金債権の帰属主体としての地位」を別個のものとして捉える見解である¹⁷⁾。これまでは後者が預金契約に関する債権債務の中心であったため、別個に論じる必要性に乏しく、預金債権の帰属主体の認定をもって「預金者」と認定する障害が少なかったことから、このような視点で十分な議論がなされてこなかった。この点について判例はどうかといえ、これまで一貫して「預金者は誰であるか」ではなく、「預金債権は誰に帰属するか」を問題としており、その他の預金契約に付随する権限について判断を示したものは見受けられない。また、判例はその判断過程の中で民法478条の適用を前提とした判断枠組みに拠っていることは既に指摘したとおりであるが、同条の適用にあたっては預入行為者に「債権の準占有者」¹⁸⁾たる地位が存することが必要となる。ここにいう「債権者らしい外観」には、預金通帳の所持や届出印の管理等預金者の契約上の地位を有していたことが考慮の対象にされることを考え合わせると、「契約上の地位」と「預金債権の帰属主体」を分離する考えは、判例の枠組みと親和的ともいえる。

加えて、学説上客観説の根拠とされてきた預金契約の大量性かつ没個性

的性格は、契約法理を排除する根拠となるのではなく、むしろ、預金の払戻しの際に生じる過誤払いから銀行を保護するための民法478条類推適用の根拠でしかなかったと捉えるべきである。預金契約の大量かつ没个性的性格は、預金契約締結時に問題となるのではなく、日夜大量に行われる銀行の預金払戻債務の履行を円滑にし、銀行を債務不履行の危険から保護する根拠であったと解するのが条文の位置づけからしても素直である¹⁹⁾。

したがって、判例上の預金者に関する判断の射程は、預金債権についての契約上の権限を有する者の判断にまで及ぶものではなく、預金債権の帰属主体(払戻請求権者)についての判断のみに限定されるものであったと理解すべきである。このように解すると、預金当事者としての契約上の地位が留保されたことに基づき当事者たる権限で権預金契約が締結されている以上、主観説が批判する契約法理からの乖離は当を得ていないことになる。主観説による批判は、正確には契約当事者ではない出捐者に預金債権が帰属することの不明瞭さの点に尽きるのであり²⁰⁾、専ら契約法理からの乖離という視点から問題にする必要はなかったものといえる。

b. 金銭所有権との関係

確定した最高裁判所の判例によると、金銭の所有権は占有とともに移転するとされている(金銭所有権のドグマ、最判昭和39年1月24日判時365号26頁)²¹⁾。この判例を預金契約にあてはめると、拠出者²²⁾から預金原資の交付を受けた預入行為者は、その預託された金銭の所有権を取得することになる。そして、預入行為者に移転した金銭所有権に基づいて預金契約が締結された場合、預金者は金銭を占有=所有する預入行為者となるのが原則である。一方、自己の預金とする意思で他人をして銀行と預金契約を締結した場合、客観説は拠出者をもって預金者と解している。このような相違を生じさせる原因となるのが「出捐」の概念である。原資の拠出者と預入行為者間の金銭の移動が拠出者の「出捐行為」によるものであったと判断されると、金銭所有権のドグマの例外として、金銭所有権が内部に留保されるのと同様の効果が生ずるのである。では、客観説にいう「出捐」

とは、いかなる資金移動をいうのであろうか。

ここで注目されるのが中舎教授の指摘である。中舎教授は、客観説を適用するにあたっては、「出捐者」の確定が必要となるが、「出捐」概念の判断基準を明確に提示するためには、拠出者と預入行為者の内部関係の考察が不可欠な要素であると指摘されている²³⁾。つまり、「出捐」概念の確定のためには契約を実際に締結した預入行為者から預金にかかる原資を拠出した者に遡及し、それが出捐にあたるか否かの判断のため、預入行為者と原資の拠出者との内部関係を不可避的に問題とせざるを得ないとするのである²⁴⁾。従来の判例で問題となった内部関係を検討してみると、その多くは預金原資の拠出者をもって預金者とする内部合意のもと預金がなされており、その合意は、金銭の移動につき、拠出者のもとに金銭所有権を留保するものであると解される事例が多い。そこで、預金をするを目的に所有権を留保して金銭が交付されていた場合、それは原則として「出捐」行為にあたるといえるため、預金債権は一次的に預金原資の拠出者に帰属し、内部関係において当事者の信頼を破壊する行為の立証を条件に預入行為者に預金債権の帰属を認めたのである。

したがって、客観説における「出捐」とは、拠出者に金銭所有権を留める前提のもと金銭を交付する行為を指す²⁵⁾ものといえる。客観説は、一律に預金原資の拠出者に預金債権の帰属を認める立場であると捉えられがちであるが、その本質において、拠出者から預入行為者への資金の移動が金銭所有権の内部留保を主要な要素とする合意に基づく行為（出捐行為）があったことの認定がなされているのであり、このような内部的な金銭の移動がいかなる意図で行われたものであるかとの考察を抜きにして預金債権の帰属主体を決しているわけではないのである。このような内部関係の考察について判例はどうかといえば、「預入行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で預金をした等の特段の事情」を当初から問題としており、内部的合意の存否を判断対象の前提に含んでいたものと理解することができる。このような判例の立場は、学説上の客観

説にいう「自らの預金とする意思で」²⁶⁾という内部合意を表象した文言とパラレルに捉えることができよう。

金銭所有権に関するドグマといえども当事者意思を排除した議論は、成り立ちえないことをここで再認識すべきである。そして、預金原資の抛出者と預入行為者との内部関係を考察する判断枠組みは、平成15年判決の登場により一層明確なものとなる。

専用預金口座における帰属主体

これまで確認してきた定期預金債権の帰属主体に関し形成された判例法理の射程は、私たちが日常的に預払いを行い、各種代金決済に使用している普通預金口座や当座預金口座にも及ぶものであろうか。

定期預金債権については、その成立時から払戻しがなされるまで、預金債権の内容が変動することはない。しかし、普通預金口座にあっては、振込みと払戻しが繰返される度にこれまでとは別個の預金残高を形成すること、また、常時払戻しが可能であることから、決済性預金として幅広い用途を有している点において、定期預金口座とは決定的な違いを有している²⁷⁾。そこで、従来預金者確定法理についての展開されてきた判例法理は、主として無記名または記名式の定期預金に関連して形成されてきたことから、預金債権の内容について流動性及び決済性を有する普通預金債権の帰属問題がこれまでの判例法理の射程にあるか問題となる。また、普通預金口座も客観説が妥当するとしても、それが普通預金口座一般についてであるか、普通預金口座の中でも定期預金口座と類似性を有する専用口座預金に限られるべきかについては別個の検討が必要であることが指摘されている²⁸⁾。

これから紹介する平成15年に最高裁から出された二つの判例は、はじめて普通預金債権の帰属問題について最上級審として判断を示したものである。両判決とも預金の預入行為者をもって預金者と認定しているが、それ

がこれまでの客観説を踏襲したのであるか、主観説（契約説）への実質的判例変更を伴うものであったかについて学説上の評価は定まっておらず、若干の混迷をみせているのが現状である。また、両判決は、普通預金口座についての預金者確定の問題にとどまらず、専用口座預金債権の責任財産への帰属の可否についても新たな問題を提起するきっかけともなった。

そこで、以下では、最判平成15年2月21日（以下、平成15年2月判決という。）及び最判平成15年6月12日（以下、平成15年6月判決という。）を題材として、普通預金債権について最高裁が新たに示した預金者確定の準則とそれ以前に定期預金債権の帰属をめくり展開された判例法理との関係について検討を加えることとしたい。

(1) 最判平成15年2月21日民集57巻2号95頁

a. 事案の概要

A建設工業株式会社は、X損害保険会社の代理店である。Aは、Y信用組合に、保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で、「X代理店A」名義の普通預金口座を開設した。この口座の通帳及び届出印は、Aが管理していた。Aは、Xを代理して保険契約者と保険契約を締結し、保険契約者から保険料を受領し、X名義の領収書を作成し、保険契約者に交付していた。また、受領した保険料は、本件預金口座に入金するまで、他の金銭と混同しないよう、専用の金庫又は集金袋で管理されていた。そして、収受した金銭のすべてが本件預金口座に入金されており、保険料以外の金銭が入金されることはなかった。Aは、毎月Xから送付されてくる保険料請求書に従い本件預金口座から、前月分の保険料相当額の払戻しを受け、そこから請求書に記載された代理店手数料を控除した額の金銭をXに送付していた。また、本件預金口座から生じた預金利息は、Aが取得していた。このような状況下で、Aが二度目の不渡り手形を出すことが確実となったため、Aは、Xに本件預金口座の通帳及び届出印を交付した。

Xが、Yに対し本件預金債権がXに帰属するとして本件預金全額の払戻

しを請求したところ、Yは、Aに対する債権をもって本件預金債権と相殺するとの意思表示をした。

原審(札幌高判平成11年7月15日金商1167号9頁)は、次のように述べて、Yの請求を棄却した。「Aは、Xを代理して保険契約者から收受した保険料を保管するに際して、他の金銭と明確に区別するために、本件保険料を専用の金庫ないし集金袋で保管しており、本件保険料を他の金銭と混同したことはないこと、本件預金は、Aが右のように保管していた本件保険料が預け入れられたもの及びその利息であること、Aは、保険契約締結によってXから代理店手数料を受領して経済的な利益を得ており、本件保険料自体の帰属については、独自の実質的又は経済的利益を有してはいないこと、Xは、Aが本件保険料を領収することによって、保険料支払いの危険を負担するのであって、本件保険料をXが負担する保険責任とは対価関係にあり、本件保険料の帰属について、Xが実質的又は経済的利益を有していることの諸点を考慮すると、本件保険料の所有権を有するのは、占有者ではないXであると認めるべき特段事情(最高裁所昭和39年1月27日第二小法廷判決裁判集民事71号331頁参照)が存するものと解する余地が十分にあるものと考えられ、仮にそうでないとしても、前期諸般の点を勘案すると、本件預金の原資の出捐者は、本件保険料の帰属主体として実質的または経済的な利益を有しているXと認めるのが相当である。」

Yが上告。

b. 判決要旨(破棄自判)

「金融機関であるY(上告人)との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、訴外A社である。また、本件預金口座の名義である「X代理店A」が預金者として訴外会社ではなくX(被上告人)を表示しているものとは認められないし、被上告人が訴外会社に上告人との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない。

そして、本件預金口座の通帳及び届出印は、訴外A社が保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、訴外A社のみであるから、本件預金口座の管理者は、名実ともに訴外A社であるというべきである。

さらに、受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合、受任者が受け取った物の所有権は当然に委任者に移転するが、金銭については、占有と所有が結合しているため、金銭の所有権は常に金銭受領者(占有者)である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるにすぎない。そうすると、Xの代理人である訴外A社が保険契約者から収受した保険料の所有権はいったん訴外A社に帰属し、訴外A社は、同額の金銭を被原告人に送金する義務を負担することになるのであって、Xは、訴外A社がYから払戻しをうけた金銭の送金を受けることによって、保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るというべきである。したがって、本件預金の原資は、訴外A社が所有していた金銭に他ならない。

したがって、本件事実関係の下においては、本件預金債権は、Xではなく、訴外A社に帰属するというべきである。訴外A社が本件預金債権を訴外A社の他の財産と明確に区別して管理していたり、あるいは、本件預金の目的や用途について訴外A社とXとの間の契約によって制限が設けられ、本件預金口座がXに交付されるべき金銭を一時入金しておくための専用口座であるという事情があるからといって、これらが金融機関であるYに対する関係で本件預金の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。」

(2) 最判平成15年6月12日民集57巻6号563頁

a. 事案の概要

X社は、弁護士であるX₂との間において、Xの債務整理に関する事務処理を委任する契約を締結した。X₂は、本件委任契約に基づきXの債務

整理の委任事務を遂行するため、 X_2 名義の口座を開設し、 X から預かった500万円を、本件口座に入金した。本件口座の預金通帳および届出印は、当初から X_2 が管理していた。

その後、本件口座には、 X の代表社員である A が売却した個人資産である株式の代金20万円が振込まれた、また、 A は、 X が立て替えていた同人の役員報酬に対する市民税、所得税等に相当する13万2000円を X の代理人として X_2 に支払い、 X_2 が、これを本件口座に振込んだ。そのほか本件口座には、 X の動産および不動産の売却代金、売掛金および請負代金、 X への公租公課の還付金等が振込まれた。これは X_2 が、減殺資金を X が管理していたのでは収集がつかなくなり、弁護士が保管する必要があるとして、 X の債権者に対し、本件口座に振込み送金するよう依頼したもので、債務者がこれに応じて本件口座に送金したものである。さらに、本件口座からは、 X の債権者に対する配当金および振込手数料、従業員の給与、社会保険料、税金等が出金された。

X は、12月納付期限分消費税等ならびに平成9年度消費税および地方消費税、同年法人税を滞納していたため、 Y は、これらの徴収のため、本件預金債権を差押さえた。

そこで、 X および X_2 は、本件預金債権に対する差押さえの取消し等を求めた。

b. 判決要旨(破棄自判)

「 X_2 は、 X から、適法な弁護士業務の一環として債務整理事務の委任を受け、同事務の遂行のために、その費用として500万円を受領し、 X_2 名義の本件預金口座を開設して、これを入金し、以後、本件差押さえまで、本件口座の預金通帳及び届出印を管理して、預金の出し入れを行っていたというものである。このように債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法649条の規定する前払費用にあたるものと解される。そして、前払い費用は交付のときに、委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判

断に基づいて支配管理し委任の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものと解すべきである。受任者は、これと同時に、委任者に対し、受領した前払い費用と同額の金銭の支払義務を負うことになるが、その後、これを委任事務の処理の費用に充てることにより同義務を免れ、委任終了時に、清算した残金を委任者に返還すべき義務を負うことになるものである。そうすると、本件において、上記500万円は、 X_2 が、 X から交付を受けた時点において、 X_2 に帰属するものとなったのであり、本件口座は、 X_2 がこのようにして取得した財産を委任の趣旨に従って、自己の他の財産と区別して管理する方途として、開設したものであるべきである。これらによれば、本件口座は、 X_2 が自己に帰属する財産をもって自己の名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから、銀行との間で本件口座に係る預金債権は、その後に入金されたものを含めて、 X_2 の銀行に対する債権であると認めるのが相当である。したがって、 X の滞納税の徴収のためには、 X の X_2 に対する債権を差押えることはできても、 X_2 の銀行に対する本件預金債権を差押えることはできないものというほかない。」

c. 深澤・島田裁判官補足意見

「会社の資産の全部又は一部を債務整理事務の処理に充てるために弁護士に移転し、弁護士の責任と判断においてその管理、処分を依頼するような場合には、財産権の移転及び管理、処分の委託という面において、信託法の規定する信託契約締結と解する余地もあるものと思われるし、場合によっては、委任と信託の混合契約と解することもできる。この場合には、会社資産は、弁護士に移転する（同法1条）が、信託財産として弁護士の固有財産からの独立性を有し、弁護士の相続財産には属さず（同法15条）、弁護士の債権者等による強制執行等は禁止され（同法16条1項）、弁護士は信託の本旨にしたがって善管注意義務をもってこれを管理しなければならず（同法20条）、金銭の管理方法も定められており（同法21条）、弁護士は原則としてこれを固有財産としたりこれにつき権利を取得してはならない（同法22条1項）等、法律関係が明確になるし、債務者が債権者を害す

ることを知って信託をした場合には、受託者が善意であっても、債権者は詐害行為として、信託行為を取消することができる(同法12条)のである。これらの規定が適用されるならば、授受した金銭等をめぐる紛争の生ずる余地が少なくなるものと考えられる。

もっとも、このような場合でも、信託財産に属する金銭を弁護士が預金した場合の預金者が弁護士であるという結論は、委任契約と異なるところがないから、本件の結論には影響を及ぼさない。そして、本件においては、信託等について何らの主張、立証もないので、その可能性を指摘するにとどめることにする。」

(2) 両判決の検討

両判決は、預金債権の帰属主体を判断するにつき、次の要素を挙げる²⁹⁾。平成15年2月判決では、普通預金契約を締結したのはAであり、「X代理店A」はXを表示しているとは認められず、また、XがAに本件預金口座に関する代理権を付与していた事実はないこと、本件預金口座の通帳及び届出印はAが保管しており、Aのみが払戻事務を行っていたこと、金銭については、占有と所有が結合しており、金銭の所有権は受任者に帰属するため、保険料の所有権はいったんAに帰属することを挙げ、預金原資はAの所有していた金銭であることから、本件預金債権はAに帰属するとしている。

平成15年6月判決では、弁護士が債務整理事務の費用に充てるため、あらかじめ交付を受けていた金銭は民法649条の規定する前払い費用にあたり、受任者X¹に帰属すること、このように取得した財産をもってX¹は委任の趣旨に従い自己の他の財産とは区別して口座を開設し、その後自ら管理していたこと、を挙げ預金契約を締結したのはX¹であり、預金債権はX¹の銀行に対する債権であるとしている。

では、これらの判断要素を前提として、両判決を客観説に関する一連の判例法理から考察した場合、整合的な解釈論が採用されていると言える

のであろうか。この点については、両判決相互間及び両判決と客観説を比較検討することが有益である。本稿では、片山教授の分類に従い³⁰⁾、i) 金銭所有権の帰属、ii) 預金名義、iii) 預金の管理の三つの視点から比較検討する。

i) 金銭所有権の帰属について

両判決ともに金銭所有権について言及している点が注目される。ただし、金銭所有権の帰属を判断するに際して採用された理論構成には明確な違いがある。すなわち、平成15年2月判決では、従来の「金銭の占有者をもって所有者とする」いわゆる金銭所有権ドグマから、損害保険会社に預金原資が帰属することを導いているのに対し、平成15年6月判決では、弁護士預かり金の一般的理解に基づき、委任費用の前払い（民法649条）にあたることとして、金銭の交付時に受任者たる弁護士に金銭所有権が移転すると判断している。前者では、委託内容が保険契約者からの集金であり、保険契約者から収受した将来保険会社に引き渡すべき金銭が問題となったが、後者では、委任者から受任者に既に交付された金銭の帰属が問題となっていた。そこで前者の判断では、金銭の占有移転が観念できないので金銭所有権は代理店にあるものとしたが、後者では、金銭占有の移転だけをもって、弁護士に金銭所有権を帰属させる手法を採用せず、いかなる趣旨で金銭が交付されたものであるかをも判断の対象としたのである。平成15年6月判決は、弁護士への委託内容が債務整理であり、その費用の前払いとして金銭が交付されたという、委任者と委託者の内部関係への分析を踏まえたうえで、金銭所有権の帰属を判断したものであると分析することができる。

既述のように、自らの出捐によって自己の預金とする意思で金銭が交付され、預金契約が締結された場合、客観説に拠り預金者を判断しようとするとき、出捐者と預入行為者間の内部関係の分析を欠くことはできない。平成15年6月判決が、委任者と弁護士間の内部関係を問題としたことは、本判決が客観説の判断枠組みにより預金者を認定したものと整合性を示

すものといえる³¹⁾。

ii) 預金名義について

預金名義を預金者認定の考慮要素として掲げる判断は、従来の判例には見られないものであり、平成15年の両判決を契機に客観説から主観説への実質的判例変更が行われたとする立場³²⁾からは、この預金名義についての判示部分を重視する。ただし、いずれの判決も、預金者の認定するに際して他の充実した考慮要素を掲げており、預金名義についての判断のみをもって客観説の放棄とみることは、慎重であるべきである。預金の名義がいかなる考慮要素であるかは他の判断要素との関係から論じられるべきものであり、独立した考慮の対象とはならないであろう。預金者認定における客観説を、預金債権の帰属主体判断に純化して捉える立場からは、預金名義は、口座の帰属(預金者としての契約上の地位)と預金債権の帰属主体が分離され得る内部関係を考察するにあたって考慮される一事情ということと理解できる³³⁾。

iii) 預金口座の管理について

預金口座の管理についての判示部分は、事後的な観点から契約当事者の地位にあるものが誰であるかを確認するための事実という位置づけをなすものとの分析³⁴⁾がなされる。この判示部分は、客観説に立つか、契約法理に拠る説に立つかの判断それ自体については、直接に影響を与えるものではない。つまり、口座の管理を内部関係の問題に引き付け、実質的な預金債権支配者が誰であるかの事後的な判断要素として両者の側から理由付けることが可能である。加えて、客観説の立場からは、受任者に帰属する金銭にかかる受任者名義の預金の委任者が管理することは極めて異例であるため、委任者が預金を管理している場合、内部関係において委任者に金銭を帰属させるとの合意が推認されることになる³⁵⁾と考えられるであろう。

(3) 小 括

従来の判例法理における客観説の本質は、預金契約者たる「契約上の地位」と「預金債権の帰属主体たる地位」の分属を認めることを前提としつつ、預金契約を目的とする預金原資の拠出者と預入行為者間の金銭移動に関する法律関係については「出捐」概念を用いることで、「占有＝所有」のいわゆる金銭所有権のドグマの硬直的運用を回避してきたところにある。金銭所有権のドグマからすると、金銭所有権は、拠出者から預入行為者への金銭の占有の移転とともに所有権をも移転することになるので、預入行為者が銀行と預金契約を締結したときは、拠出者が誰であるかを問わずに、預金契約時の金銭占有者が預入行為者である以上、この者をもって預金者と画一的に判断するのが論理的である。しかし、判例は、自己の預金とする意思で他人をして預金契約を締結した場合には、このような金銭所有権のドグマを一律に適用することはせずに、「出捐者」概念と民法478条の適用または類推適用の手法を用いることで柔軟に当事者間の利益調整をおこなってきた。すなわち、預金原資の拠出者から預入行為者への金銭の移動が「出捐」と認定されると、金銭所有権ドグマの例外として、預金原資の所有権が拠出者に留保されることとなり、銀行に対しても³⁶⁾、預金契約者たる地位と分離した「預金債権の帰属者たる地位」を主張できるのである。そして、この場合、拠出者と預入行為者間の金銭のいかなる移動が「出捐」行為と判断されるかが重要な問題となる。

出捐行為であるか否かの判断をするに際して、金銭の物理的移動のみに着目するのではなく、拠出者と預入行為者内部の意思の内容を考察することが必要であることは指摘した通りである。判例も、当初から「預入行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で預金をした等の特段の事情」という内部関係を問題としてきたのに続いて、平成15年6月判決では、委任者と弁護士との間の金銭の移動について委任の前払い費用という観点から内部関係の考察を試みている。このような判例の立場は、従来の「出捐」という不明確な概念からの脱却をはかり、内部関

係の考察について、横領等に代表される当事者の信頼関係の破壊という特殊な事情のみならず、個々の判断要素を考慮したうえでの総合判断³⁷⁾への舵をきったものと思われる。これは平成15年の両判決が、意図的にせよ無意識的にせよ「出捐」という文言を使用していない点³⁸⁾からも明らかである。

以上の比較検討から、平成15年の両判決は、その大枠において客観説を踏襲したものとするのが妥当である。

(3) 預金者確定法理の限界 「信託」への接続

平成15年2月判決は、専用預金口座の預金債権が、損害保険代理店に帰属することを判示したのみで、金融機関からの相殺権行使の可否について、一切の言及をしていない。では、金融機関側が預金債権と損害保険代理店に対する貸付金の相殺による債権回収を主張していた場合、当該請求は認められたのであろうか³⁹⁾。

通常、債権者が債務者の特定財産から強制執行等の方法により債権回収を図る場合、強制執行の引当となる財産が債務者の責任財産を構成していることが必要となる。よって、金融機関が債務者に対して有する貸付債権を自働債権、債務者が金融機関に対して有する預金債権を受働債権として、金融機関が相殺により貸付金の回収を図る場合は、預金債権が債務者の責任財産を構成していることが前提となる。従来預金債権が責任財産の範囲であるか否かの判断は、預金者確定の問題と同列に論じられてきた。すなわち、債務者をもって預金者として認定することは、当該預金債権が債務者の責任財産を構成するとの判断を含意していたのである。とすれば、本件預金債権の帰属が損害保険代理店と定まった以上、当該預金債権は、代理店の責任財産を構成し、金融機関による相殺の主張は、当然認められることになりそうである。

ところで、本件預金の原資は、損害保険代理店(受任者)が損害保険会社(委任者)の保険料支払いのために所持する金銭であり、その実質的ま

たは経済的な利益帰属主体は、保険会社である。保険会社は、被保険者に対する保険金支払い債務を負担しているという点において、当該預金債務について金融機関同様の強い利害関係を有しているが、金融機関による相殺の主張が認められると、保険会社は、代理店の他の一般財産から保険料を回収するほかなく、被保険者からの保険料収入が得られないにもかかわらず、保険金支払いの危険を負担することとなる。

従来、判例が定期預金債権の預金者確定をめぐる問題について客観説を採用できた背景として、民法478条の適用または類推適用による金融機関に有利な同条の要件拡張があったことはすでに指摘したとおりである。一方、同条の適用は、銀行の救済を図りつつも、「善意・無過失」の判断において出捐者側の利益を「過失の総合考慮化」の流れのなかで加味して判断することで、両者の実質的利益調整を図られてきたという点が重要であった。しかし、平成15年2月判決の事例のように、預金債権の帰属主体を決する段階でそれを代理店と判断してしまうと、民法478条が機能する余地はなく、預金債権に対して強い利害関係を有する保険会社の利益考慮されない事態が生じるのである。

このような預金者確定法理に関する客観説と478条類推適用による問題解決スキームが機能しない不都合は、なにも損害保険代理店の事例に限られたものではなく、ある特定の目的を達するための専用口座として普通預金が開設され受任者をもって預金債権の帰属主体と判断された場合に共通する問題である。そこで、今日に至る一連の預金者認定法理の立場を踏襲するか否かにかかわらず⁴⁰⁾、預金者の確定及び民法478条類推適用スキームの射程にない問題に対する新たな利益調整枠組みを確立する必要があるのである。

近年、企業におけるアウトソーシングの拡大や高度専門職による業務の水平化等に伴い、他人のために金銭を保管すべき者が、保管のために自己の財産とは分別管理された口座を開設することが多くなってきている。例えば、弁護士が依頼者から預かった金銭を保管する口座、マンションの管

理会社が管理組合から委託された修繕積立金等を保管する口座⁴¹⁾、債権回収を代行するサービスが債務者から回収した金銭を保管する口座等が考えられ、現に、弁護士預り金及びマンション修繕積立金の事例に関しては、裁判例の蓄積も始まっている。

このような専用預金口座をめぐる問題に対しては、受任者（弁護士・サービス・マンション管理会社・請負会社等）をもって預金者と確定した場合であっても、金融機関以外の他方当事者の利益を預金者認定の判断過程の中に反映させることが不可欠である。加えて、一定の場合には、受任者の専用預金口座債権に対して相殺・担保権の実行・強制執行がなされたときは、第三者異議等の方法を通じて、委任者の実質的保護を図る必要がある。そこで、このような実質的保護を与えるために、預金債権の帰属主体の問題と、預金債権が責任財産として帰属する主体の問題を独立して考察することが両者の利益調和の観点から必要となるのである⁴²⁾。問題は、預金債権の帰属主体が受任者と判断された以後であっても、当該預金債権が、受任者の責任財産を構成しないとする法的根拠をどこに求めるかであるが、この点について近時公刊された公共工事金前払保証制度における専用口座に関する最判14年1月17日（以下、平成14年判決という。）及び弁護士預金に関する平成15年6月判決補足意見は、信託制度を利用した責任財産からの専用預金口座債権の隔離について言及している。そこで、次章ではこれらの判決について検討を進めていくことにする。

専用預金口座と信託成立の可否

(1) 最判平成14年1月17日民集56巻1号20頁

a. 事案の概要

Aは、平成10年3月27日、Bとの間で、本件工事請負契約を締結し、同年4月2日、Yとの間で、公共工事の前払金保証事業に関する法律（以下、保証事業法という）および本件保証約款に基づき、BがAに対して負担す

る前払金返還債務について、Yが保証する旨の本件保証契約を締結した。保証事業法は、地方公共団体に対し、その発注する公共工事について同法所定の前払金保証事業を営む保証事業会社により前払金保証がされた場合には、請負者に対し、その事業に要する経費につき、10分の6を限度として前払金払いをすることができると定めている。Bは、Yに対し、前払金の預託金融機関としてYがあらかじめ業務委託契約を締結していたY₂を選定した。乙は、同月20日、甲から本件前払金をY₂の別口普通預金口座（前払金専用口座）に振込みを受けて本件預金をした。これによりAは、保証事業法13条1項により、本件保証契約の受益の意思表示をしたものとみなされた。その後、Bの営業停止により、本件工事の続行が不可能となったため、Aは、同年6月29日、本件請負契約を解除し、同年7月31日、Yから保証債務の履行として、本件前払金から、本件工事の既済部分に対する対価に相当する額を控除した残額の支払いを受けた。同年8月7日、Bが破産宣告を受け、Xが破産管財人に選任された。

Xは、本件預金債権は、破産財団に属するものであると主張して、Yに対し本件預金についてXが債権者であることの確認、Y₂に対し本件預金の支払いを求めた。

原審（名古屋高判平成12年9月12日金商1109号32頁）は、Bが本件預金の払戻しにつきYの委託を受けたY₂によって厳格に用途が規制され、Yから支払いの中止にまで及ぶ監査をされていること、Yが保証債務を履行した場合、Bが求償権を取得するほか、Aに代位することが予定されていること、Y₂がBに対して反対債権を有する場合であっても、本件預金と相殺する余地がないことを考慮すれば、Yは、Bから、本件預金につき債権質等の担保権の設定を受けたものと認めるのが相当であり、Yが別除権を有しているものと解するのが相当であるとした。

Xより上告。

b．最高裁判決要旨（上告棄却）

「本件請負契約を直接規律する愛知県公共工事請負契約約款は、前払金

を当該工事の必要経費意以外に支出してはならないことを定めるのみで、前払金の保管方法、管理、監査方法等については定めていない。しかし、前払金の支払いは保証事業法の規定する前払金返還債務の保証がされることを前提としているところ、保証事業法によれば、保証契約を締結した保証事業会社は当該請負者が前払金を適正に使用しているかどうかについて厳正な監査を行うよう義務付けており(27条)、保証事業会社は前払金返還債務の保証契約を締結しようとするときは、前払金保証約款に基づかなければならないとされ、(12条1項)、この前払金保証約款である本件保証約款は、建設省から各都道府県に通知されていた。そして、本件保証約款によれば、前払金の保管、払出しの方法、Yによる前払金の使途についての監査、使途が適正でないときの払出しの中止措置等が規定されているのである。したがって、BはもちろんAも、本件保証約款の定めるところを合意内容としたうえで本件前払金の受領をしたものというべきである。このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、AとBとの間で、Aを委託者、Bを受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払いに充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当であり、したがって、本件前払金が本件預金口座に振込まれただけでは請負代金の支払いがあったとはいえず、本件預金口座からBに払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払いとしてBの固有財産に帰属することになるといえるべきである。

また、この信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受託事務の履行の結果は委託者であるAに帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者であるAであるといえるべきである。

そして、本件預金は、Bの一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されており、これにつき登記、登録の方法はないから、委託者であるAは、第三者に対しても、本件預金が信託財産であることを対抗することができるのであって(信託法3条1項参照)、信託が終了して、同条36条

のいわゆる法定信託が成立した場合も同様であるから、信託財産である本件預金はBの破産財団に組み入れられることはないものといえることができる。（同法16条参照）

したがって、本件事実関係の下においてYがBから本件預金につき債権質等の担保権の設定を受けたものとした原審の判断は相当ではないが、Xの請求を棄却すべきものとした結論は是認することができる。」

（1）信託成立要件についての若干の考察

信託法⁴³⁾ 1条は、「財産権の移転その他の処分を為し他人をして一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることをいう」と規定していることから、ある法律関係が「信託」であると判断されるためには、「管理処分の委託に基づく受託者の権利義務の発生」と「財産権の処分行為」が必要であるとされてきた⁴⁴⁾。加えて、学説上は、委託者が「信託」という文言を使用するかに関わりなく信託関係を設定の趣旨をうかがいしめる相当な意思（信託設定意思）を有していることが必要であると解されてきた⁴⁵⁾。しかし、「信託設定意思」の中身は今日までの議論で必ずしも明確に意識されてきたとはいえず、又、信託設定意思だけで足りるのか、信託とされるためにその法律関係が客観的に備えていなければならない要素があるのか、についても明確な基準を提示したものは多くない。そこで、どのような要素が含まれていれば「信託」であるといえ、信託法で定められた法律効果を受受できるかが問題となる。

以下では、平成14年判決と平成15年2月判決を中心に比較検討することで、ある契約が信託と性質決定されるための判例の準則についてできる限り明らかにしたい。

a．管理処分の委託に基づく受託者の権利義務

平成14年判決は、公共工事請負金の前払金を保管するための専用預金口座に関する事例であった⁴⁶⁾。請負契約内容をみると、請負契約の締結から前払金の支払い及び前払金の払戻手続きの双方について、保証事業法によ

り厳格な規制がされており、受任者の分別管理義務が担保されている。まず、前払金の支払いを受けようとする請負会社は、保証会社との間で保証契約⁴⁷⁾を締結する必要がある、この保証契約は、所管大臣の認可を受けた前払金保証約款の拘束を受ける。同約款では、前払金は、必ず請負者の指定する預託金融機関に請負者名義の前払金専用の普通預金口座を開設して、そこに発注者から入金されることとなっており、預託金融機関は、前払金の適正な払出しの管理及び使途監査について保証会社と業務委託契約を締結している金融機関でなければならないとされている。また、前払金の支払いを受けた当該請負者が、その責めに帰すべき事由により債務を履行しないために、発注者が請負契約を解除した場合について、保証会社は、発注者に対し前払いをした額から当該工事の出来高金額を控除した金額を請負者に代わって支払うべき義務を負うことを規定している。

一方、前払金の払出しについては、あらかじめ保証会社が承認した使途計画に基づき当該工事の支出に限定して払戻しがされ、払戻しを請求する請負会社は、払戻請求書と使途を証明する資料を預託金融機関に提出し、請求を受けた金融機関は、業務委託契約に基づき、請求の適否を検討したうえで払い戻すこととなっており、請負者の自由な払戻しが一切禁止されている。

次に、損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料保管専用口座についての契約内容を確認する。当該専用口座についても、公共工事請負代金前払金保管口座と類似の制約がかけられている⁴⁸⁾。保険募集の取締に関する法律は、その12条1項で、「損害保険代理店は、所属保険会社のために収受した保険料を保管する場合においては、自己の財産と明確に区別しなければならない」と定め、同条2項は、「前項の保険料保管に関して必要な事項は、命令でこれを定める。」と規定している。そして、同規定を受けた同法施行規則によると、収受した保険料は、損害保険代理店が有するその他の預金または貯金と別口座にしなければならないこと(5条3項)、その預金又は貯金は、保険会社に送金する等一定の場合しか使用で

きないとされている（6条）。同法は、平成8年に金融規制緩和の一環として廃止されたが、その後も同年大蔵省銀行局長通達525号は、保険会社に対して、所属保険代理店に保険料を別途専用口座で保管するよう指導しており、平成15年判決で問題となった保険会社と保険代理店との代理店契約も、同通達を受けた保険会社との代理店契約及び社団法人日本損害保険協会の事務処理規則により、同法廃止前と同様の規制を含んだものとなっている⁴⁹⁾。

このように、両判決の事案は、受託者（となりうべき者）の義務が保証事業法や保険募集の取締に関する法律、同法廃止後は大蔵省通達により法律またはそれに準じるレベルで制度的裏付けを有するという点において共通している。しかし、ここで注意すべきことは、両判決の事案とも、受託者の権利義務は、委託者（となりうべき者）との合意により定まったものではなかったという点である。平成14年判決の事案では、請負業者の権利義務を定めていたのは、保証会社との契約であり、平成15年2月判決の事案では、損害保険会社との契約がこれを定めていた。つまり、両判決の事案とも、委託者が受託者に目的に従った管理処分を命じていたものではないのである。この意味においては両判決の事案とも「信託」契約の性質を決定されにくい性質を有しているものといえる⁵⁰⁾。

ところが、平成14年判決の事案では、保証約款が、建設省から各都道府県の主管部長に通知されていたという事情が認定されており、委託者となるべき愛知県が、受託者となるべき請負業者に対して金銭を交付する際に請負業者がどのような義務を負担するか認識できる事情があった。これに対して、損害保険契約者一般は、保険代理店と保険会社との間の契約の内容を知っているわけではない。したがって、保険代理店が保険会社に一定の権利義務を負っていることを前提として、金銭を交付したとはいえない事例であった。

このように、平成14年判決と平成15年2月判決を比較すると、まず「受託者の権利義務」という点では大きな違いは見られないが、委託者（とな

りうべき者)の信託設定意を受託者(となりうべき者)が知ることができ、当該信託設定意思が合意内容に含まれていたかという点において決定的な違いを有している。まずは、このような点が判断に影響を及ぼしたものと思われる。

b. 受託者の分別管理義務

「受任者の権利義務」に関連して重要となるのが、受任者の分別管理義務である。後述のように、信託の本質を受託者に特定の財産権を帰属せしめることに対する反射的效果として受益者に物権的救済を与えたことと捉えるならば、受益者の物権的救済が認められるための要件として、受託者の一般財産と信託財産が明確に分離されており、信託財産としての独立性を有していることが不可欠となる。

信託法16条は、信託財産に強制執行できる債権者を限定列挙し、「信託財産に付信託前の原因により生じたる債権」又は「信託事務の処理に付生じたる債権」に基づく場合のみ信託財産への強制執行を認め、受託者固有の債権者は信託財産から債権の満足を受けることを禁止している⁵¹⁾。一般に信託財産が受託者の責任財産から隔離されていることを「信託財産の独立性」⁵²⁾というが、このような信託法上の効果が認められるためには、債権者から差押えを受けた財産が信託財産であることを証明できなければならない。しかし、信託財産が分別管理されておらず、受託者の固有財産と混合された状態にあると、受益者が受託者個人の債権者からの強制執行に対し異議を申し立てるにしても、当該財産が信託財産であることが証明できないために不測の損害が生じるおそれがある。そこで、信託法は受託者に対し自己の財産と信託財産の分別管理を義務付けることで信託財産の特定性を確保し⁵³⁾、受益者の保護を図ったのである⁵⁴⁾。

前章で確認したように、公共工事前払金保管口座と損害保険代理店保険料保管口座は、当該分別管理しなければならないとする義務が保証事業法や保険募集の取締に関する法律、同法廃止後は大蔵省通達により法律またはそれに準じるレベルで制度的裏付けを有するという点において共通して

いる。前者は、公共工事の達成という点で、後者は、国民生活を支える保険業に対する規制という点で公益目的に適合するものであった。このような分別管理義務が存在することは、直接に信託法2条にいう「当該財産につき他人をして一定の目的に従い管理又は処分をさせる」ことの要件を充足するものではない。学説においても、当該要件の充足について受託者に受益者の利益ために行動する信任義務（fiduciary arrangement and duty）を課す立場も主張されている⁵⁵⁾。しかし、信託法の定める効果の中でも、16条をはじめ受益者に物権的請求権類似の保護を与えた点に着目するとき、当該要件の判断は、信任義務に着目するよりもむしろ分別管理義務を中心に考えるべきではないだろうが⁵⁶⁾。換言すると、受託者のもとで信託財産と固有財産が分別管理されていない場合は、受益者に物権的救済を認めることが困難であるから、信託と認める必要性に乏しく、そのような法律関係を信託と性質決定することはできないであろう。

c. 財産権の処分

取上げた信託の成立に言及する二つの判例は、信託法2条にいう「財産権の移転その他の処分」に関し何ら判断を示していない。しかし、学説上は当該要件を充足しないことを理由に、平成15年2月判決の事例について信託の成立を認めない見解⁵⁷⁾が多いことから、ここでその解釈の方向性を示しておきたい。

信託法上の信託が成立するためには、委託者がその有する財産を受託者に対してなんらかの形で物権的処分をすることが必要とされている⁵⁸⁾。たとえば、土地所有権が信託財産として信託されると、民法上の所有権それ自体が委託者から受託者に移転することになるのであり、抵当権者や地上権者等の制限された物権を受託者に付与するのではない。この場合、所有権であれ制限物権であれ信託された財産が同一性を保ったままの状態では物権そのものが移転することになるので、信託譲渡された委託者の財産は、委託者の責任財産から分離され、委託者の一般債権者は、信託譲渡された財産について強制執行による債権回収が不可能となる。一方、受託者の債

権者が、当該信託財産に強制執行することができるかといえ、受託者固有の一般債権者は、信託法16条により信託財産への強制執行が禁止されているのであるから、受託者の責任財産をも構成しないこととなる。つまり、信託財産は、委託者及び受託者固有の債権者が有する債権の引当てとはならず、受託者が信託財産に関して負担した債務のみの責任財産を構成するのである。

確かに民法上も、一般に責任財産を限定する当事者の合意(責任財産限定契約等)は有効とされ、債権者は、このような合意に反して債務者の財産に強制執行することはできないとすることは可能である。しかし、このような民法上の合意は、物権的効力を有するものではないため、当事者間の合意内容を対外的に主張することは不可能である。このように信託財産の責任財産への帰属という観点から信託法理を観察すると、信託とは、受益者保護のために民法上の物権の帰属とは無関係に委託者、受託者それぞれの債権者との関係で債務の引き当てとなる責任財産の特則を認めたものといえる。そこで、信託の本質を民法上の物権に基づく救済が受益者に認められない場合においてもなお、類似の物権的救済を認めるといって求め得るならば、「委託者から受託者への財産権の処分」とは、その反射的效果としての受益者に民法上の物権に基づく救済を認めない⁵⁹⁾、ということの意味するものと考えることができるのではないだろうか。このように考えるならば、「委託者からの財産の分離」要件を厳格に解し、当該要件が充足されないことを理由に信託であることが否定される範囲を拡大する必要はなく、消極的要件⁶⁰⁾と位置づけておいて十分であろう。なお、このように解すると、一般事例において、強制執行免脱財産が容易に作出される危険があるが、この種の詐害性がある事例については、信託法12条、民法424条の適用により対処すべき問題であると思われる。

(3) 預金者確定法理との関係

預金者認定法理における客観説にいう預金者とは、預金契約当事者を指

すものではなく、預金契約から生じる預金債権の帰属主体を指すこと、預金債権の帰属主体とは、「横領等特段の事情がない限り」出捐者であること、その出捐者の確定のためには預金原資の拠出者と預金行為者の内部関係の考察が不可欠であることは、本稿（3）で示した通りである。ここで確認すべきは、客観説に基づいて出捐者をもって預金者と判断した場合、出捐者と預入行為者の内部関係において実質的な金銭所有権を出捐者に留保する旨の合意があったこともまたその判断に含まれる、ということである。そのため、「財産権の処分」を要件とする信託の適用は一律に否定されることになるのではなかろうか⁶¹⁾。これは、信託の本質を民法上の物権に基づく救済が受益者に認められない場合について、類似の物権的救済を認めるという立場からも基礎付けられる。というのは、客観説をもって出捐者を預金者と認定することは、出捐者に銀行に対する権利行使の容認を意味するものであるから、信託成立による物権類似の救済を認める必要がないのである。一方、平成15年6月判決の事案のように、内部関係において金銭所有権の移転が認められれば、受益者（事例では弁護士に依頼した委任者）に民法上の物権類似の保護を与える必要性から、信託成立の可能性が議論されることになろう。

結びにかえて

以上、ここまで預金債権の帰属問題と専用口座預金債権の信託の成否について検討してきた。冒頭に紹介した客観説における「預金債権の帰属主体と契約上の地位の分属」及び「金銭所有権との関係」については、これまで十分な議論がなされてきたとはいえ、今後判例のいう「客観説」を的確に捉える視点となるものと思われる。金銭所有権のドグマを前提として「金銭所有権の内部留保と第三者効」という理論を法的に説明することは難しいが、客観説を基準に預金債権の帰属主体を決する以上、いつかは必然的に受け容れられるものと考えられる。また、平成15年の二つの判決は、

いまだ客観説の枠組みにより判断していると捉えるべきであり、判例は、両事例に対して、客観説の射程を的確に絞り、より精密に客観説を適用させたものといえる。学説上は、平成15年の両判決を評して、事実上の判例変更があったと解する立場が有力であるが、疑問の余地を差し挟まざるを得ない。そして、このような預金者確定に関する客観説は、銀行救済法理としての民法478条の適用法理との対比において考察することが不可欠であり、近年、客観説と民法478条の適用スキームの枠内にない事例が散見されるように至って、信託等新たな利益調整枠組みが提唱されてきている。信託の成否が問題となる多くの場合、当事者が明確な信託設定意思を有していることは少ないところ、ある預金契約を「信託」と性質決定する際の基準としては、第一に、客観説により出捐者を預金債権の帰属主体と判断できないこと、第二に、受託者の義務と関連して信託財産について受託者の固有財産と分別管理がなされていることが、当面のメルクマールなと思われる。客観説による救済法理と信託は二者択一的な要素を含むものであるから、客観説の救済の枠外にでたとき、はじめて信託法理の適用可能性が議論されるべきであろう。信託法は、私法体系の中で「水の上に浮かぶ油のような存在」⁶²⁾と評されて久しいが、全面改正された新法の施行を待つ現在、預金取引分野でも積極的な活用が望まれるところである。

孤高の客観説は、近年複雑化する預金取引をめぐる争いについて、明確な判断基準を提供するものである。そして、なにより客観説再考論は、混迷を極める「預金者認定」の問題について、利害関係人全ての利益調整を図る解釈論として、より適切な方向へ導くものではないかと思うのである。

- 1) 本稿では、金融機関に開設される各種口座のなかでも、普通預金口座や当座預金口座等、その内容について流動性を有する要求払預金(森田宏樹「振込取引の法的構造 誤振込事例の再検討」(中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』有斐閣, 2000) 136頁)のことを決済性預金、普通預金口座であっても、特定の者からの振込みを受け入れるだけであり、かつ、口座預金名義人である受任者の一般財産から分別管理されていて、預金債権としての特定性を有する口座預金のこと(同・141頁)を専用口座預金と定義することとする。
- 2) このような特殊性を有する定期預金が存在したのは、第二次世界大戦後、日本経済の自

律的成長を達成するため、単に利子の方に源泉分離課税をするのみで、預金者が誰であるかを秘密にした定期預金を制度的に認めたとある。これにより、国は、所得税を免れる目的で稼いだ大金をいわゆるたんす預金をしている者に、銀行預金を促したとされる（安永正昭「預金者の確定と民法法理」（石田・西原・高木遺暦記念論文集『金融法の課題と展望』）164頁）。なお、昭和63年4月より新規の無記名定期預金の取扱いはなされていない。

- 3) 本文に掲げたもの他に、無記名定期預金について、預金者の確定が争われた裁判例として、最判昭和35年3月8日（志村秀夫「無記名定期預金」金法244号4頁中で紹介された事例）、最判昭和40年10月22日（金法427号6頁）、最判昭和42年12月10日（金法433号9頁）がある。
- 4) 安永・前掲注2 179-180頁。
- 5) 一概に記名式定期預金といっても、架空人が預金口座の名義人となっている事案と、實在人が預金口座の名義人となっている場合とに大別することが可能である。
- 6) 最判昭和52年8月9日以前に記名式定期預金の預金者が争われた主要な裁判例としては、架空名義人に関するものについては客観説に従った判断がなされているが（大阪高判昭和46年8月17日金法630号30頁、東京地判昭和46年10月11日判時658号54頁等）、一方、實在人名義で定期預金が組まれた事例については、明白に客観説によって判断したものは見受けられないようである。例えば、大阪高判昭和45年5月28日金法586号40頁は、預入行為者がその名義で定期預金をした事案について、契約法の原則に従って預金者を認定すべきであり、實在者が当該實在人名義で銀行に預金行為をする場合、他に特段の事情がない限り、預金行為者をもって預金者と判断するのを相当とするものがある。最判昭和52年8月9日以前の下級審裁判例においては、架空名義人の事案を除くと、客観説は預金者確定の基準として採用されていたということできない（安永・前掲注2 168-169頁参照）。
- 7) 中馬義直「判批」（判例評論233号、1987）29頁。
- 8) ただし、ここで紹介したいずれの判決も「記名式定期預金の場合には、出捐者を預金者と解すべきである」といった一般命題を立てているのではなく、具体的事件の解決として、出捐者をもって預金者と認定するのが相当と判断している点には注意を要する（潮見佳男『法律学の森・債権総論〔第二版〕』（信山社出版・2001））210頁参照）。
- 9) 安永・前掲注2 171頁。
- 10) 最高裁が客観説について一定の論拠を示したのは、無記名定期預金定期預金に関する最判昭和47年3月27日のみにとどまり、記名式定期預金債権にあっては、客観説の採用につき明確な論拠の提示を回避している点に注意を要する。
- 11) 前田庸「預金者の認定と銀行の免責」（新銀行実務講座14巻）63頁。

現在においては、2003年1月に成立した「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」の施行により、金融機関は、銀行に預金口座の開設をしようとする者に対し、その開設行為が預金者本人、または、代理人によるかに関わらず、原則、預金者及び代理人双方について、公的身分証明証等による厳格な本人確認をすることを義務付けており、今後は架空人名義による預金口座の開設は減少するものと思われる。なお、潮見教授は、本法の施行に伴い窓口における預金者の確定手続きが厳格に実行され、手続きの確実さが十分

に担保されていることを前提にできるのであれば、本法施行後に開設された預金口座については、預金者の確定のルールにつき、預金契約固有のデフォルト・ルールとしての口座名義人重視の考え方(口座名義人説)を提唱されている(潮見佳男「損害保険代理店の保険料管理口座と預金債権の帰属(下)」(金法1685号,2003)44頁)。

- 12) 契約の一般法理による預金者の認定とは、当事者意思、代理、他人物売買、心裡留保といった民法上の規定に従い預金者確定を試みる立場である。詳しくは、中舎寛樹「預金契約の当事者・表見代理・準占有者に対する弁済」(磯村=鎌田=河上=中舎『民法トリアル教室』(有斐閣,1999)252-257頁参照)。
- 13) 預金者確定法理は、民法478条の類推適用法理の前提として独立して論じられることが多い(潮見・前掲注6 210頁・内田貴『民法〔第三版〕』(東京大学出版会,2005)47頁等)が、筆者と同様、客観説からの一連の流れとして捉えるものとして、安永・前掲注2 173-174,中舎・前掲注12 257-259,中舎寛樹「判批」(私法判例リマークス29号,2004)24頁がある。特に、中舎・前掲注12 258頁の「あくまで民法478条の適用による免責も場面で銀行を救済するという建前をとりつつ、実際には、預金者認定に関する客観説の一律性・硬直性を修正していることにほかならない」との指摘は、判例の判断枠組みを明確に描いている。
- 14) 民法478条の適用法理の拡大問題については、池田真朗「民法478条の解釈・適用論の過去・現在・未来」(慶応義塾大学法学部法学科百周年論集,1990)333頁が詳しい。
- 15) 森田宏樹「普通預金の担保化・再論(上)」(道垣内=大村=滝沢編『信託取引と民法法理』(有斐閣,2002)327頁,高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」(慶応義塾大学法科大学院リサーチペーパー・慶応法学第6号,2006)232-234頁参照)。
- 16) 森田弘樹「判批」(別冊ジュリスト平成15年重要判例解説1269号)84頁。
- 17) ここでは民法の定める他人物売買の規定(民法560条以下)を想起されたい。このような契約上地位と債権の帰属主体の分属という視点に対し有益な示唆を与えるものとして、鹿野菜穂子「契約当事者の確定 他人名義の不動産売買を中心に(1)」(立命館法学238号34頁,1994)・野澤正充「契約上の地位の譲渡」(別冊ジュリスト137号民法判例百選〔第四版〕,1996)80頁・山本豊「賃貸人たる地位を旧所有者に留保する合意と賃貸人の地位の帰趨」(私法判例リマークス21号,2000)46頁参照)。
- 18) 窃取した通帳・印鑑と偽造した払渡請求書を使用した預金過誤払事故の場合(詐称代理人による払渡請求の事例を含む)の「債権の準占有者」概念とは質的に若干異なることに注意されたい。盗難による過誤払い事故に比して、内部関係の考察により預金契約上の地位を有する者と預金債権の帰属者が分属した事例あつては、外観策出に関する帰属者の関与が認められることから、民法478条の適用による銀行救済の必要性が高いと思われる。
- 19) 我妻博士は、民法478条について、「専ら債務の弁済という日常最も頻繁に行われる取引についてその安全敏速を図ろうとするものであって、その適用の範囲は極めて広く、取引の安全を保障する制度としてはおそらく民法上最も徹底したものであろう」と述べられている(我妻榮『民法講義・債権各論〔中二巻〕』(岩波書店,1964)278頁)。
- 20) 高・前掲注15 234頁。

預金者確定法理と信託法理の錯綜問題に関する考察(中)

- 21) 末川博『民法論集・貨幣とその所有権』(評論社, 1969) 25頁参照。
- 22) 従来客観説が採用してきた「出捐者」概念のとの相違について言及する必要から, 単純に預金原資を抛出したものを「抛出者」と定義して以下論じていく。
- 23) 中舎寛樹「判批」(私法判例リマックス29号, 2004) 24頁。シンポジウム「いわゆる『預金担保貸付』の法律問題」(金融法研究第3号, 1987) 79頁での一連の中舎教授発言。
- 24) 高・前掲注15 236頁。
- 25) 高・前掲注15 238頁。
- 26) 岩藤美智子「他人のために所持する金銭を原資とする専用預金口座 預金者認定と預金者の責任財産への預金債権の帰属」(NBL 785号, 2004) 48頁。
- 27) 決着性預金の法的性質については, 森田・前掲注16 327頁参照。
- 28) これから検討する専用預金口座にあっては, 預入行為者の一般財産とは分別管理され, 預金債権として特定性が維持されている点において定期預金債権と類似性を有することから, 従来の議論に引き付けて考えることができるからである。
- 29) 以下の に掲げた考慮要素については, 片山直也「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座にかかる預金債権の帰属」(金法1716号, 2004) 12頁に依拠している。
- 30) 片山・前掲注29 11頁。同様の視点から検討を加えているものとして, 高・前掲注15 254-262頁が目される。
- 31) 両判決を主観説に依拠したものとする見解は, 前払費用の判事部分につき, 契約当事者の認定の間接事実としての意味合いを見出すものがあるが(内田貴=佐藤政達「預金者認定に関する近時の最高裁判例について(上)(下)」(NBL 808号14頁, 809号18頁, 2005), 契約当事者が明確に判断されているにもかかわらず, それ以上のいかなる主要事実を推認させるものであるか不明であるとの指摘がある(高・前掲注15 256頁)。契約法理に従った場合, 名義と法律行為者の判断により, 契約当事者が確定されるべきであり, 前払費用についての言及は不要である。
- 32) たとえば, 内田=佐藤・前掲注31(下)・18頁参照。
- 33) 片山教授は, 預金口座の「名義は, 実際には, 代理権の存否の判断に集約される」としたうえで, 「代理権ありと判断された場合には, 内部関係の分析から, 金銭の帰属がA(筆者注: 弁護士預かり金事例における委任者)と判断されること」になるとする(片山・前掲注29 14頁参照)。
- 34) 内田=佐藤・前掲注31(下) 20頁。
- 35) 高・前掲注15 258頁。
- 36) 預金契約に関与していない出捐者に預金債権が帰属する法律上の根拠は欠いたままの状態であることには変わりない。出捐者と預入行為者との間に出捐者に金銭所有権を留保する内部合意が存在していたとしても, その合意は当事者のみを拘束するものであり, 第三者たる銀行を拘束するものではないからである。「占有=所有」のドグマのもとにおいては, いかに金銭所有権を出捐者に留保する合意をしたとしても, 相対的効力しかもちえず, 銀行との関係においては当事者間の内部合意に関わりなく, 金銭の占有者が預金者と取り

扱われることとなる。ただし、このような契約(内部的合意)の相対効の原則にも例外が存することは一般に承認されていることから(山田希「契約の第三者効(上)(下)」(NBL.777号34頁・779号37頁,2004)、債権者代位制度を援用した根拠付けも試みられている。詳細について、高・前掲注15 240-245頁参照。

さらに付言すれば、物権と債権の峻別論からすれば、預金債権の帰属主体を確定するに際して金銭所有権の所在を必ずしも明確にする必要はないのではないかとの疑問が生じる。預金原資の拠出者に銀行に対する預金債権が生じる法的根拠は、究極的には民法の定める債権の発生原因(契約・事務管理・不当利得・不法行為)及び当事者の意思解釈に求められるべきであり、金銭所有権の所在と預金債権の帰属主体とを必ずしも一致させる必然性ないからである。特に本稿で取扱う問題については、条文上の要件の充足に問題があるにしても、第三者のためにする契約(民法537条)、又は、不当利得(民法703条)を根拠に、預金原資の拠出者に銀行に対する預金債権の原始的発生を認めることができないのか検討の余地があるように思われる。紹介した平成15年の二つの最高裁判決は、両者とも金銭所有権の所在についての言及がみられるが、預金債権の帰属主体を判断するに際してどれほどの重要性を有しているかについては、今後の判例及び議論の蓄積を待つ必要があることから(現に平成15年2月判決の評釈類、たとえば内田=斉藤・前掲注31 22頁は、金銭所有権についての判示部分につき、原審から争点となっていたため、最高裁として判断を示さざるを得なかったとして、特に重要視していない。)、よって、ここでは問題点を指摘するにとどめる。

- 37) ここで最高裁によって提示された預金の帰属の認定基準は、おおよそ次の二つに収斂させることが可能であるとする片山教授の見解を紹介し、整理に代えたい(片山・前掲注29 14頁)。

「基準 「金銭委託の趣旨から委託者に金銭が帰属すると判断された場合には、受託者が交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で預金をした等の特段の事情が認められない限り、委託者に当該預金債権が帰属すると解する。」

「基準 「金銭委託の趣旨から受託者に金銭が帰属すると判断された場合には、受託者が委託者の代理人であることを示して預金契約を締結したか委託者が預金を管理しているなど特段の事情がない限り、受託者に当該預金債権が帰属すると解する。」

- 38) 角紀代恵「判批」(判タ1128号85頁,2003)は、「出捐」という文言を用いていないことから、判決が客観説をとっているものではないと結論付ける。
- 39) 尾島明「平成15年2月21日最高裁判所判例解説(法時58巻1号,2006)」70頁は、保険会社保護の問題は、「将来に残された問題」とする。
- 40) 客観説との関係については、後述(3)参照。
- 41) マンションの管理費などについて管理会社の専用普通預金口座に入金された普通預金債権の帰属が銀行・管理会社の破産管財人・管理組合の間で争われた事例について、東京高判平成11年8月31日(金法1558号24頁)・東京高判平成12年12月14日(金法1621号31頁)参照。
- 42) ここでは、預金者であることと当該預金が預金者の責任財産を構成することは必ずしも直結するものではないとして、預金者確定レベルと責任財産レベルでの帰属について別個

預金者確定法理と信託法理の錯綜問題に関する考察（中）

検討を加える潮見教授の見解が参考となる（潮見・前掲注11（下）参照）。

- 43) 法務大臣の諮問機関である法制審議会は、平成16年9月に開催された総会において、法務大臣から信託法見直しに関する諮問（諮問第70号）がされたのを受けて、その審議のための信託法部会（部会長：能見善久東京大学教授）の設置を決定し、平成17年7月に「信託法改正要綱試案」を取りまとめた。その後、昨年度通常国会には信託法改正についての関連法案が提出され、継続審議とされた後、今年度通常国会で成立するに至っている（施行日は未定）。本稿では、特に断りのない限り、現行信託法（大正11年4月21日法律第62号）を前提に論じている。新信託法の概要については、法制審議会信託法部会決定「信託法改正要綱試案」（NBL 815号、2005）72頁参照。
- 44) 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989）90頁。
- 45) 四宮・前掲注44 106頁。信託の成立要件については論者により様々な立場が主張されているが、本稿では議論の詳細に立ち入ることは控える。この点について簡潔な整理を提供するものとして、道垣内弘人「信託の設定または信託の存在認定」（道垣内＝大村＝滝沢編『信託取引と民法法理』（有斐閣、2002）1頁参照。
- 46) 以下の公共工事前払金保証制度の概要については、宮川不可止「公共工事前払金保証制度における前払金専用口座の法的性格 請負者の破産と信託法理の適用可能性について」（金法1627号、2001）42-44頁を参照した。
- 47) 保証事業法に基づく保証契約は、発注者と保証会社の間で直接に契約されるものではなく、発注者を受益者とする第三者のためにする契約の形態をとることとなっており、発注者が前払いをした場合、受益の意思表示をしたものとみなされるとされている点に注意が必要である（保証事業法13条1項）。
- 48) 損害保険代理店が収受した保険料の取扱いの概要については、尾島・前傾注39 58頁・66頁を参照した。
- 49) 「弁護士預り金」については、弁護士会の内規において、収支の明細を明らかにしておく他、一定額以上かつ一定期間以上にわたり保管する場合には、その具体的方法として、依頼者ごとに「預り金」の保管を目的とする口座を設けて保管すべきだとされている（東京地判平成14年3月15日金法1657号34頁）。
- 50) 道垣内・前掲注45 17-18頁。
- 51) 四宮・前掲注44 84頁。
- 52) 能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004）44-45頁参照。
- 53) 信託法28条は、「信託財産は固有財産及他の信託財産と區別して之を管理することを要す」と規定している。本条は、信託財産について物理的な分別管理を要求する規定であるが、金銭については、同条但書が、「格別に其の計算を明らかにするをもって足る」と規定していることから、帳簿上の分別で足りるとされる。
- 54) これを一般に「特定性確保機能」という。四宮・前掲注44 220頁、能見・前掲注52 94頁参照。
- 55) 代表的なものとして、樋口範雄『フィデュシャリー〔信任〕の時代 信託と契約』（有斐閣、1999）114頁がある。
- 56) 道垣内弘人「最近信託法判例批評（9）」（金法1600号、2001）84頁は、「我が国におけ

る信託の特異性を受託者の義務内容ではなく、所有権が存しないにも関わらず物権的救済が認められることに置いて考えるときは、分別管理義務をポイントとして考えるべきではないか」という。

- 57) 潮見・前掲注11 49頁,角・前掲注38 86頁。
- 58) 四宮・前掲注44 90頁。
- 59) 道垣内弘人『信託法理と私法体系』(有斐閣,1996)217-218頁。
- 60) 道垣内・前掲注45 23-25頁。
- 61) 岩藤・前掲注26 48頁は、信託契約成立のためには委託者から受託者への財産権の移転が必要であることから、信託契約を締結する意思と出捐者自らの預金とする意思とは相容れないものであると考えられる」とする。また道垣内・前掲注56 84頁は、信託と客観説は救済法理としてオルタナティブであるとする。
- 62) 四宮・前掲注44 3頁(旧版はしがき)。